別表七(一)付表三の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が令第113条第1項《引継対象外 未処理欠損金額の計算に係る特例》(同条第4項にお いて準用する場合を含みます。)の規定の適用を受け る場合に記載します。
- 2 今第113条第1項第1号(同条第4項において準用す る場合を含みます。) に規定する支配関係事業年度以 後の事業年度(同条第1項第3号に規定する対象事業 年度に限ります。)に法第80条第5項《欠損金の繰戻 しによる還付》において準用する同条第1項又は法第 144条の13第11項《欠損金の繰戻しによる還付》にお いて準用する同条第1項若しくは第2項に規定する欠 損事業年度(以下「災害欠損事業年度」といいます。) がある場合には、「簿価純資産超過額が支配関係事業 年度以後の事業年度の欠損金額のうち特定資産譲渡等 損失相当額の合計額に満たない場合4」(当該災害欠 損事業年度に係る部分に限ります。) の記載に当たっ ては、当該災害欠損事業年度において生じた欠損金額 のうち法第80条第5項《欠損金の繰戻しによる還付》 において準用する同条第1項又は法第144条の13第11 項《欠損金の繰戻しによる還付》において準用する同 条第1項若しくは第2項の規定により還付を受けるべ き金額の計算の基礎となった金額を「8」の金額から
- 控除して計算します。
- 3 「支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金発生額 8」の各欄の内書には、令第113条第1項第3号(同条 第4項において準用する場合を含みます。)に規定す る支配関係事業年度以後の各事業年度ごとに別表七 (一)付表二「13」の金額を合計した金額を記載します。 この場合において、「簿価純資産超過額が支配関係事 業年度以後の事業年度の欠損金額のうち特定資産譲渡 等損失相当額の合計額に満たない場合4」の記載に当 たっては、その内書きした金額を「8」の金額から控 除して計算します。
- 4 対象法人が法第57条第3項《青色申告書を提出した 事業年度の欠損金の繰越し》に規定する被合併法人等 であり、かつ、令第113条第1項第2号に掲げる場合に 該当するときは、当該被合併法人等の同項に規定する 支配関係事業年度の前事業年度の確定申告書に添付さ れた別表七(一)(当該支配関係事業年度開始の日の前 日の属する事業年度が連結事業年度である場合には、 当該連結事業年度の連結確定申告書に添付された別表 七の二付表一のうち当該被合併法人等に係るもの)の 写しを添付します。